

伊予診療所

指定居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」）に対し、計画的かつ継続的に医学管理を行い、適正な指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条 伊予診療所が実施する指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導にあたる従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、個別的な指導管理の充実を図り、利用者の在宅生活の質の維持・向上等を図る。
- 2 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者をはじめ、他のサービス提供事業者に対する居宅サービス計画策定等に必要な情報提供、及び利用者又はその家族に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について指導・助言を行う。
 - 3 その事業運営に当たって、利用者とその家族のプライバシーの保護に留意するとともに、質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称)

- 第3条 名称および所在地は次のとおりとする。
- 一、名称：伊予診療所
 - 二、所在地：伊予市下吾川 55 番地 1

(職員の職種、員数、および職務内容)

- 第4条 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に従事する従業者の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- 一、職種：医師
 - 二、員数：2名
 - 三、職務内容：指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供

(営業日及び営業時間)

第5条 医療機関内に掲示している診療日及び診療時間と同じとする。

(事業の内容)

- 第6条 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の内容は次のとおりである。
- 一、要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
 - 二、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情

報を提供する。

三、要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。

四、その他、療養生活向上のための指導・助言等を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊予市、松前町、松山市とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

一、虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二、虐待防止のための指針を整備する。

三、従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的実施する。

四、前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行う。

4 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う。

5 提供した指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記載する。

(附則)

この規程は2024年12月1日から施行する。